

各位

葛飾区福祉部
介護保険課長 吉永 郁哉

国が定める単価の一部改訂に伴う葛飾区の総合事業の単価改定等について（通知）

日頃から、葛飾区の介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における国が定める基準等が一部改正され、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を一本化し、「介護職員等処遇改善加算」が創設されることとなり、本年6月1日から施行されます。

つきましては、葛飾区の総合事業（訪問型サービスA及び通所型サービスA）においても、以下のとおり改定いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

記

1 訪問型サービスAについて

(1) 介護職員処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員処遇改善加算Ⅰ 1、Ⅰ 2	161 単位	削除
介護職員処遇改善加算Ⅱ 1、Ⅱ 2	118 単位	削除
介護職員処遇改善加算Ⅲ 1、Ⅲ 2	65 単位	削除

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1、Ⅰ 2	74 単位	削除
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1、Ⅱ 2	50 単位	削除

(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員等ベースアップ等支援加算 Ⅰ 1、Ⅰ 2	28 単位	削除

(4) 介護職員等処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	新設
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1、Ⅰ 2	288 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1、Ⅱ 2	263 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1、Ⅲ 2	214 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1、Ⅳ 2	170 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1） 1、Ⅴ（1） 2	260 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2） 1、Ⅴ（2） 2	244 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（3） 1、Ⅴ（3） 2	235 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（4） 1、Ⅴ（4） 2	220 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（5） 1、Ⅴ（5） 2	216 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（6） 1、Ⅴ（6） 2	192 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（7） 1、Ⅴ（7） 2	192 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（8） 1、Ⅴ（8） 2	186 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（9） 1、Ⅴ（9） 2	167 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（10） 1、Ⅴ（10） 2	163 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（11） 1、Ⅴ（11） 2	142 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（12） 1、Ⅴ（12） 2	139 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（13） 1、Ⅴ（13） 2	118 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（14） 1、Ⅴ（14） 2	89 単位

※介護職員等処遇改善加算Ⅴは令和7年3月31日までの間算定できます。

2 通所型サービスAについて

(1) 介護職員等処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1	112 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 2	90 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 3	78 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1	82 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 2	65 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 3	57 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1	44 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 2	35 単位	削除
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 3	31 単位	削除

(2) 介護職員等特定処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1	23 単位	削除
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2	18 単位	削除
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 3	16 単位	削除
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1	19 単位	削除
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 2	15 単位	削除
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 3	13 単位	削除

(3) 介護職員等ベースアップ等支援加算（1か月につき）

サービス内容	現行	改定後
介護職員等ベースアップ等支援加算 1	21 単位	削除
介護職員等ベースアップ等支援加算 2	17 単位	削除
介護職員等ベースアップ等支援加算 3	15 単位	削除

(4) 介護職員等処遇改善加算（1か月につき）

サービス内容	新設
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 1	175 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 2	140 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅰ 3	122 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 1	171 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 2	137 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅱ 3	119 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 1	152 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 2	121 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅲ 3	106 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅳ 1	121 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅳ 2	97 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅳ 3	85 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1） 1	154 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1） 2	123 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1） 3	107 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2） 1	144 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2） 2	115 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（2） 3	101 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（3） 1	150 単位
介護職員等処遇改善加算Ⅴ（3） 2	120 単位

介護職員等処遇改善加算V (3) 3	105 単位
介護職員等処遇改善加算V (4) 1	140 単位
介護職員等処遇改善加算V (4) 2	112 単位
介護職員等処遇改善加算V (4) 3	98 単位
介護職員等処遇改善加算V (5) 1	123 単位
介護職員等処遇改善加算V (5) 2	99 単位
介護職員等処遇改善加算V (5) 3	86 単位
介護職員等処遇改善加算V (6) 1	120 単位
介護職員等処遇改善加算V (6) 2	96 単位
介護職員等処遇改善加算V (6) 3	84 単位
介護職員等処遇改善加算V (7) 1	106 単位
介護職員等処遇改善加算V (7) 2	85 単位
介護職員等処遇改善加算V (7) 3	74 単位
介護職員等処遇改善加算V (8) 1	131 単位
介護職員等処遇改善加算V (8) 2	105 単位
介護職員等処遇改善加算V (8) 3	92 単位
介護職員等処遇改善加算V (9) 1	102 単位
介護職員等処遇改善加算V (9) 2	82 単位
介護職員等処遇改善加算V (9) 3	72 単位
介護職員等処遇改善加算V (10) 1	85 単位
介護職員等処遇改善加算V (10) 2	68 単位
介護職員等処遇改善加算V (10) 3	60 単位
介護職員等処遇改善加算V (11) 1	101 単位
介護職員等処遇改善加算V (11) 2	80 単位
介護職員等処遇改善加算V (11) 3	70 単位
介護職員等処遇改善加算V (12) 1	82 単位
介護職員等処遇改善加算V (12) 2	65 単位
介護職員等処遇改善加算V (12) 3	57 単位
介護職員等処遇改善加算V (13) 1	83 単位
介護職員等処遇改善加算V (13) 2	67 単位
介護職員等処遇改善加算V (13) 3	58 単位
介護職員等処遇改善加算V (14) 1	63 単位
介護職員等処遇改善加算V (14) 2	50 単位
介護職員等処遇改善加算V (14) 3	44 単位

3 算定要件について

新設加算の算定要件については、厚生労働省告示第 72 号「介護保険法施行規則第四百四条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準」に定める国基準の加算の算定要件に準ずるものとします。

4 担当

葛飾区福祉部介護保険課給付係 03-5654-8246（直通）